

出産育児一時金の額が見直されます

平成27年1月

健康保険組合の被保険者や被扶養者が出産した時には出産育児一時金が支給されます。

産科医療補償制度※の掛金の額が変更されました(3万円→1.6万円)が、産科医療補償制度の対象となる出産(制度に加入する医療機関などでの妊娠22週以降の出産)の際の**出産育児一時金の額は42万円のま**ま維持されることになりました。

改正前

産科医療補償制度掛金	3万円	} 支給額42万円
出産育児一時金	39万円	

改正後

平成27年1月～
(内訳は変更になりましたが、支給総額に変更はありません)

産科医療補償制度掛金	1.6万円	} 支給額42万円
出産育児一時金	40.4万円	

※産科医療補償制度とは?

お産に関連して発生した重度の脳性麻痺について補償が行われる制度。平成26年10月20日現在、全国の分娩機関の99.8%が制度に加入しています。

